

無料相談
会員限定

要ご予約
24-2612

弁護士の
法律
相談会

10時～12時
1月19日(金)
2月6日(火)
2月16日(金)
3月5日(火)
3月15日(金)

弁護士の
相続
相談会

10時～12時
1月17日(水)
2月21日(水)
3月27日(水)

社労士の
年金・
社会保険
相談会

10時～12時
1月16日(火)
2月13日(火)
3月12日(火)

不動産
コンサルタントの
不動産
相談会

10時～12時
1月25日(木)
2月22日(木)
3月28日(木)

経営コンサルタントの
経営
相談会

日時応談
24-2614まで
ご予約ください

会場

納税者センター・青色会館

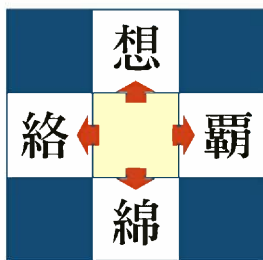
ご注意
同一内容のご相談は重ねてできません。予めご了承ください。

前号のクイズのこたえ 「記」 記入(きにゅう)・記号(きごう)・記者(きしゃ)・記事(きじ)

漢字穴埋めクイズ

プレゼントがもらえる!

真ん中の口に入る漢字は何でしょう。矢印の方向に読むと4つの二字熟語になります。ハガキにクイズの答えと、郵便番号・住所・氏名・電話番号・職業・年齢・本紙へのご要望等をご記入の上、下の宛先までご応募ください。※当選は賞品の発送をもって発表にかえさせていただきます。※先月号のこたえは紙面上部の欄外に記載しています。



ヒント 継続は力なり

プレゼントご応募の宛先

〒250-0012 小田原市本町2-3-24
小田原青色申告会「漢字穴埋めクイズ」係

クオカード1,000円分を3名様にプレゼント

締切: 2024年1月26日(金)着分迄

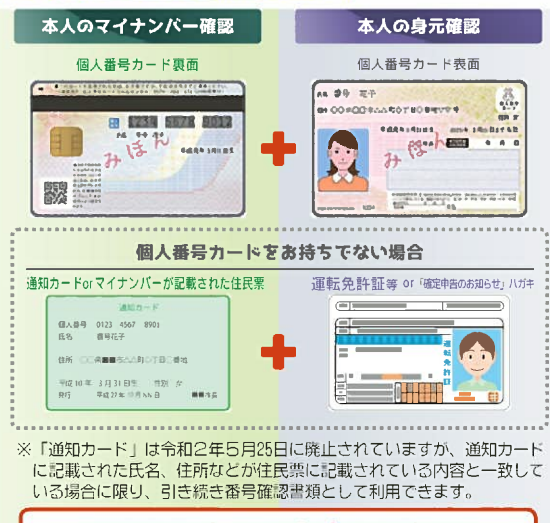
申告手続きなどには

マイナンバーの記載

+

番号確認書類と
身元確認書類の添付

下図を参考に添付書類をご用意の上、
確定申告指導会場にご持参ください。



※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

事前にコピーしてお持ちください

マイナンバー制度に関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 平日/9:30～20:00
0120-95-0178 土日祝/9:30～17:30

・マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

『優良な電子帳簿』により 65万円の青色申告特別控除が受けられます

適用要件 青色申告 特別控除額	複式簿記(正規の 簿記の原則で記帳)	貸借対照表と 損益計算書を添付	期限内に申告(注1)	e-Taxで申告 又は電子帳簿保存
65万円	○	○	○	○
55万円	○	○	○	—
10万円	(簡易な記帳)	—(注2)	—	—

注1 還付申告の場合も翌年3月15日までに提出が必要です。 注2 損益計算書の提出は必要です。

会計ソフトを「訂正削除履歴」を保存する設定をして利用することで、上記①②③の要件を満たすことができます。この設定を年度の途中で変更することは難しいため、『優良な電子帳簿』による65万控除を希望される方は、[次年度への繰越]処理を行う際にご注意ください。

(原則、課税期間の初日が電子帳簿の備付け及び保存の開始日となります。)

マネーフォワードクラウド確定申告 の場合

☒ 仕訳履歴保存機能を利用する

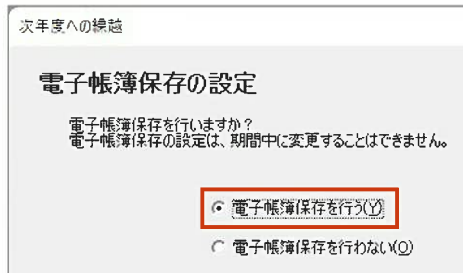
仕訳履歴保存機能の設定は電子帳簿保存法の帳簿保存に対応する機能です。チェックを入れると仕訳とマスタの登録、訂正、削除の履歴が残ります。

⚠ 対象の会計年度で仕訳が1件でも登録されていると変更ができません。

仕訳履歴保存機能は、1件でも仕訳が登録されている場合は「保存する」にチェックを入れることができません。[次年度繰越]を行う時に「仕訳履歴保存機能を利用する」にチェックを入れてください。

弥生会計/やよいの青色申告(インストール版) の場合

電子帳簿保存(訂正削除履歴)の使用の有無は、データ作成時の[新規作成]画面、および次年度への繰り越し時の[次年度への繰越]画面で行えます。年度の途中で設定の変更はできません。



なお、『優良な電子帳簿』により65万円の控除を受けるためには、法定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出することも必要です(事前の税務署長の承認は不要となりました)。

65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、e-Taxによる申告又はその年中の仕訳帳及び総勘定元帳を『優良な電子帳簿』の要件に従って備付け及び保存することが必要です。

『優良な電子帳簿』とは、①訂正等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③検索機能があること、④モニター・説明書等を備え付けることなどの要件を満たした電子帳簿です。

2023(令和5)年11月現在
主な会計ソフトの
『優良な電子帳簿』への
対応状況は以下の通りです。

対応: マネーフォワードクラウド
確定申告、freee会計、
弥生会計/やよいの青色申告
(インストール版)、
みんなの青色申告/会計王、
ブルーリターンA

非対応:
やよいの青色申告オンライン

(注)旧バージョンの場合は対応していないことがあります。詳細は各メーカーにお問い合わせください。



電子帳簿保存法に関する詳しい情報は
税務署にお問い合わせください。

電子取引データの保存要件が緩和されます

(多くの個人事業者が従前の保存方法のままでOK!)

2024年1月1日から、電子メールの添付ファイル等で受領・送付した請求書等は、I.改ざん防止措置や、II.検索機能の確保といった保存要件に従った電子データの保存が必要になる予定でしたが、令和5年度税制改正により、下記のとおり要件が緩和されます。

令和5年度税制改正による要件緩和(一部抜粋)

対象	I.改ざん 防止措置	II.検索機能 の確保	その他の要件
	原則	必要	必要
全ての事業者	例外	必要	不要
相当の理由によりシステム 対応が間に合わなかった 事業者等	猶予 措置	不要	不要

システム対応が間に合わないといった相当の理由がある事業者等については、上記I、IIの要件が不要となり、「出力書面を保存」し、「税務職員から求められた際にデータで渡せる」状態にしておけば、多くの個人事業者が従前の保存方法のままで良いこととされます。



詳しい情報は税務署にお問い合わせください

謹賀新年

皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます
本年もかわらぬご愛顧のほど宜しくお願いいたします



小田原青色共済株式会社
〒250-0012 小田原市本町2-3-24
FAX 0465-22-0936

0465-24-1112
(受付時間 平日9時～17時)

小田原 青色共済

お気軽にお電話下さい

